

## 【よくある質問】

Q. 中学生以下1名と高校生1名ですが申請が必要ですか。

A. その高校生の住民票が市外の場合必要ですが、市内の場合は不要です。

Q. 中学生以下1名と高校生2名ですが申請が必要ですか。

A. 上記と同様です。

Q. 中学生以下2名と大学生1名ですが申請が必要ですか。

A. 申請が必要です。

Q. 高校生2名ですが（中学生以下はいない）申請が必要ですか。

A. 必要です。

Q. 申請書の他に必要な書類はありますか。

A. 大学生年代の児童の兄姉等を多子加算対象とするには、

①監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をしていること

②生計費の相当部分を負担していること

の要件を満たすことが必須なため「監護相当・生計費の負担についての確認書」を併せて提出願います。

Q. 「監護相当・生計費の負担についての確認書」に係る内容が変わった場合、市へ再度提出が必要ですか。

A. 必要です。加算対象となる大学生年代の収入状況の確認や聞き取り、確証がとれる書類の確認等によって親とその子の生計関係を総合的に判断する材料とさせていただきます。

Q. 所得制限が撤廃されましたが、受給者は父、母どちらか自由に選択できますか。

A. できません。原則所得の高い方が受給者となります。